

岬だより



主なページ

- こんにちは岬町議会です…………… 2
- 後期高齢者医療制度に関するお知らせ…… 4
- 第6期高齢者保健福祉計画及び
介護保険事業計画（概要）…………… 8
- 今月のカレンダー…………… 10
- まちのできごと…………… 12
- 健康スケジュール…………… 15
- 65歳以上の方の平成27年度介護保険料額… 18
- 岬町町制施行60周年記念
みさっきープレミアム商品券 応募開始… 22

職業体験で淡輪保育所にやってきた岬中学校の生徒たち、少し緊張している様子です。そんなことお構いなしの園児たちは笑顔いっぱい。お姉ちゃんたちとリズム遊びで仲良くなって、「お姉ちゃん先生〜！」と甘えます。保育士になる夢、叶うといいですね！



みさっきー
マスコットキャラクター



みさきーちゅ
岬町観光大使



こんにちは
岬町議会です
5月臨時会だより

◆議会議決結果

4月26日の一般選挙後、平成27年第2回臨時会を5月12日に開催し、議案第41号（専決処分の承認を求める件）1件、議案第42号（監査委員の選任同意）1件及び議員提出議案（特別委員会の設置の件）1件が、承認・同意・可決されました。また、正・副議長、監査委員、常任委員会委員等がそれぞれ決定されました。（「委員会構成表」参照）。

◆岬町議会議員の紹介（議席順・敬称略）



議長
道工 晴久



副議長
小川 日出夫



監査委員
反保 多喜男



坂原 正勝



辻下 正純



和田 勝弘



松尾 匡



田島 乾正



奥野 学



出口 実



竹原 伸晃



中原 晶

就任のごあいさつ

議長 道工晴久

日頃は住民の皆様方には岬町議会に対し、ご協力、ご支援を賜っておりますことに心よりお礼申し上げます。

去る5月12日の臨時議会におきまして、議長
の重責を賜ることとなりました。

岬町はこれからが正念場であります。行財

政改革もしっかりと進めてまいりましたが、まだまだ住民の皆様方の数多くのご要望にお応えするまでには至っておりません。人口減少が続くなかで、高齢化が進んでおりますが、本当に温もりのある、住んでよかった、住み続けたいと思える安心安全なまちづくりを進めていかなければならないと思っております。

国は「国の繁栄は地方から」と地方創生を掲げ、岬町もその制度にのって、行政と議会

で十分協議して創生を図ってまいります。

議会も責任をもって、住民の幸せの為の政治を展開していき、昨年より押し進めています。活性化の為に議会基本条例を一日も早く制定し、住民の皆様方と議会が「開かれた議会」として議会報告会等を開催したいと考えております。私の目標は「学ぶ議会、行動する議会、改革・変革する議会」実現の為に精一杯頑張っておりますのでよろしくご支援賜りますようお願い申し上げます。

岬町議会委員会構成表

平成 27 年 5 月 12 日現在

議 長	道工 晴久	副議長	小川 日出夫	監査委員	反保 多喜男
-----	-------	-----	--------	------	--------

名称 (定数)		委員長	副委員長	委員氏名	
常 任	総務文教 (8) まちづくり戦略室、総務部、会計室、財政改革部 及び教育委員会の所管に属する事項並びに他の常 任委員会に属さない事項について審査します。	中原 晶	坂原 正勝	辻下 正純 反保多喜男 竹原 伸晃	道工 晴久 田島 乾正 小川日出夫
	厚生 (8) しあわせ創造部の所管に属する事項につ いて審査します。	出口 実	松尾 匡	坂原 正勝 道工 晴久 奥野 学	和田 勝弘 田島 乾正 中原 晶
	事業 (8) 都市整備部の所管に属する事項について 審査します。	和田 勝弘	竹原 伸晃	辻下 正純 反保多喜男 出口 実	松尾 匡 奥野 学 小川日出夫
議会運 営	議会運営 (7) 各定例会、臨時会について議会運営に関 する事項及び議長の諮問に関する事項に ついて審査します。	奥野 学	中原 晶	辻下 正純 松尾 匡 出口 実	和田 勝弘 田島 乾正
特 別	空港対策・企業誘致 (8) 企業誘致、環境対策、跡地利用に関し、 必要な調査及び研究をします。	坂原 正勝	反保多喜男	辻下 正純 奥野 学 小川日出夫	道工 晴久 出口 実 中原 晶
	第二阪和国道建設促進 (8) 第二阪和国道建設促進に関し、必要な調 査及び研究をします。	辻下 正純	田島 乾正	和田 勝弘 反保多喜男 竹原 伸晃	松尾 匡 出口 実 小川日出夫
	行財政改革 (12) 岬町行財政改革計画に関し、必要な調査 及び研究をします。	松尾 匡	出口 実	坂原 正勝 和田 勝弘 反保多喜男 奥野 学 小川日出夫	辻下 正純 道工 晴久 田島 乾正 竹原 伸晃 中原 晶
	深日港活性化 (8) 深日港の活性化に関し、必要な調査及び 研究をします。	竹原 伸晃	和田 勝弘	坂原 正勝 松尾 匡 奥野 学	道工 晴久 田島 乾正 中原 晶

名 称 (定数)	委員氏名	
泉州南消防組合議会議員 (2)	道工 晴久	中原 晶
農業委員会議会選出委員 (1)	和田 勝弘	

◆5月の主な活動

- | | |
|-----------------------------------|--|
| 1 日 新議員研修会 | 19 日 泉州南消防組合議会臨時会 |
| 8 日 全員協議会 | 20 日 例月監査 |
| 12 日 全員協議会・臨時会 | 21 日 岬町長生会連合会グラウンドゴルフ大会
岬町献血推進協議会総会 |
| 13 日 岬町民生委員児童委員協議会総会 | 22 日 大阪府町村議長会定例総会 |
| 15 日 泉州南消防組合議会全員協議会 | 25 日 南部地区議長会研修会 |
| 16 日 戦没者追悼式、自治区長連合会総会
岬町観光協会総会 | 26 日 全国町村議会議長研修会 (～ 27 日)
商工会総代会 |
| 17 日 岬町スポーツ少年団結団式 | 29 日 岬町長生会連合会総会 |
| 18 日 議会運営委員会
南部地区議長会定例会 | |



後期高齢者医療制度に関するお知らせ

被保険者証が変わります

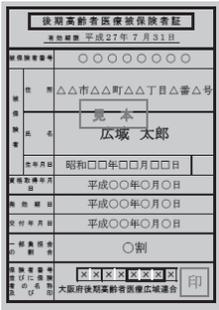
8月から、「後期高齢者医療被保険者証」が《橙色》に変わります。

有効期限は平成28年7月31日までの1年間です。新しい被保険者証は、7月下旬までにはお住まいの市町村から送付されます。

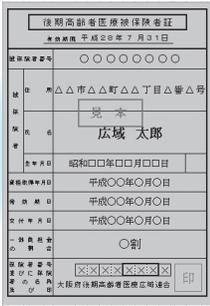
また、現在お持ちの被保険者証（水色）の有効期限は、平成27年7月31日までとなっており、それ以後はご使用になれませんのでお気をつけください。

なお、新しい被保険者証（橙色）は、お手元に届いたときからご使用いただけます。

7月31日まで（水色）



8月1日から（橙色）



○有効期限の過ぎた被保険者証は市町村窓口へお返しいただくか、ご自身での破棄をお願いします。（年度途中で負担割合や住所などに変更があった方で、現在も変更前の被保険者証をお持ちの場合は市町村窓口へお返しください。）

○被保険者証の送付の際に「ジェネリック医薬品希望カード」を同封しています。ジェネリック医薬品を希望される場合は、そのカードを医師または薬剤師に提示してください。

保険料の決定

平成27年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）

に伴い、被保険者のみなさんに保険料額決定通知書および納入通知書を送付しますので、内容をご確認ください。保険料の納入方法は、年金から直接納めていただく「特別徴収」と、口座振替や市町村からお送りする納付書で納めていただく「普通徴収」の2通りに分かれます。

また、年度途中に被保険者となられた方は、資格を取得した月から月割で保険料を納めていただきます。

■「特別徴収」～年金からお支払いの方～
年金受給額が年額18万円以上の方は、原則年6回の年金受給日に、その年金から保険料を直接お支払いいただきます。

■「普通徴収」～口座振替や納付書でお支払いの方～
特別徴収の対象とならない方は、7月から翌年3月までの9期に分割して、市町村が定める納期までに、口座振替や納付書（納入通知書）で保険料を納めていただきます。

「特別徴収（年金からのお支払い）」から口座振替に変わ

更を希望される方は手続きが必要ですので、市町村担当窓口でご相談ください。

保険料の軽減措置

世帯の所得水準に応じて被保険者均等割額（5万2千607円）が軽減されます。（左表参照）

※後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組

所得の判定区分	軽減割合	軽減後の被保険者均等割額（年額）
8.5割軽減の世帯に属する被保険者であり、かつ、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき（ただし、公的年金等控除額は80万円として計算する）	9割	5,260円
世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が、基礎控除額（33万円）を超えないとき	8.5割	7,891円
世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が【基礎控除額（33万円）+26万円×被保険者の数】を超えないとき	5割	26,303円
世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が【基礎控除額（33万円）+47万円×被保険者の数】を超えないとき	2割	42,085円

※基礎控除額等については、税法改正等によって変動することがあります。
 ※軽減に該当するかどうかを判断するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。
 ※当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除して軽減判定します。
 ※世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

合、船員保険の被扶養者であった方は、所得割額は課されず、被保険者均等割額が9割軽減となります。
 ※所得割額の賦課対象者のうち、所得割額算定にかかると「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下（年金収入のみの場合で、かつ、収入のあった年の12月31日時点で65歳以上の方の場合、収入が21万円以下）の方は、所得割額が5割軽減されます。

保険医療機関等での
自己負担割合

自己負担割合は、毎年8月1日現在で当該年度（4月から7月までは前年度）の「住民税課税所得（各種所得控除後の所得）」により定期判定を行います。医療機関での自己負担割合は、左表のとおりです。ただし、現役並み所得者

○同一世帯内に住民税課税所得（各種控除後の所得）が145万円以上の被保険者がいる場合
※この世帯に属する被保険者は、個人の住民税、課税所得が145万円未満であっても3割に判定されます。

3割負担
(現役並み
所得者)

○同一世帯内の被保険者全員が住民税課税所得（各種控除後の所得）が145万円未満の場合
○同一世帯の被保険者（注1）の平成26年中の収入から算出した旧ただし書き所得（注2）の合計額が210万円以下の場合。

1割負担
(一般)

(注1) 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および、この方と同じ世帯に属する被保険者が対象になります。
(注2) 旧ただし書き所得とは、前年の総所得金額および、山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から基礎控除額33万円を控除した額です。(雑損失の繰越控除額は控除しません。)

として3割負担と判定された場合でも、つぎの要件に該当するときは、基準収入額適用申請をすることで自己負担割合が申請された月の翌月から1割になります。
■同一世帯に被保険者がお一人のみの場合
被保険者本人の収入額が383万円未満のとき
■同一世帯に被保険者が複数いる場合
被保険者の収入の合計額

が520万円未満のとき
■同一世帯に被保険者がお一人のみで、かつ、同一世帯に70歳以上75歳未満の方がいる場合
被保険者本人の収入額が383万円以上の場合で、被保険者本人及び70歳以上75歳未満の方の収入の合計額が520万円未満のとき
※「収入（額）」とは、所得税法に規定する各種所得の金額（退職所得の金額を除く）の計算上収入金額とすべき金額および総収入金額に算入すべき金額の合計額で、必要経費等を差し引く前の金額のことをいいます。必要経費や特別控除により所得が0またはマイナスになる場合でも、収入金額を合算します。

限度額適用・
標準負担額減額認定
証の更新

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）は、医療機関に入院や通院した際に窓口で提示すると、医療費、食事代の負担が軽減されるもので、住民税非課税世帯（低

■自己負担限度額とその判定基準

所得区分	負担割合	自己負担限度額（月額）	
		外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円（注1）+1%（44,400円）（注2）
一般		12,000円	44,400円
低所得Ⅱ（注3）	1割	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ（注4）			15,000円

所得Ⅰ、Ⅱ）に属する被保険者が対象となります。現在、交付されている減額認定証の有効期間は平成27年7月31日までとなっておりますが、今年度より引き続き対象となる方（平成27年度住民税非課税世帯の方）には8月1日から有効となる減額認定証を7月下旬に郵送いたします。（更新の手続きは不要です。）
これまで交付を受けていなかった方で、対象となり交付を希望される場合は、随時、市町村担当窓口で申請することができます。

(注1) 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%が加算されます。

(注2) () 内の金額は年3回以上該当した場合の4回目以降の限度額。

※入院時の食事代や差額ベッド代等保険診療外の費用は含みません。

※月の途中で75歳となられた方の場合、その誕生日については、誕生日前に加入していた医療保険制度と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額が、それぞれ通常月の2分の1（半額）になります。

※入院、外来ともに、同一医療機関での窓口負担は限度額までとなります。

(注3) 低所得Ⅱとは、住民税非課税世帯に属する被保険者。

(注4) 低所得Ⅰとは、住民税非課税世帯のうち、すべての世帯員の各所得が0円となる方。（ただし、公的年金等控除額は80万円として計算）または、住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金を受給している被保険者。

■入院時の食事代

課税状況	負担区分	標準負担額（1食当たり）	
課税世帯	現役並み所得者	260円	
	一般		
非課税世帯	低所得Ⅱ	210円	過去1年以内の入院日数が90日以内の入院の場合
		160円（注）	過去1年以内の入院日数が90日を超える入院の場合
	低所得Ⅰ	100円	

（注）適用を受けるためには市町村担当窓口での手続きが必要です。

■療養病床に入院したとき

食費と居住費の一部を自己負担します。ただし、入院医療の必要性が高い方は上記の「入院時の食事代」のみ負担となります。

課税状況	負担区分	食費（1食当たり）	居住費（1日当たり）
課税世帯	現役並み所得者	460円（注）	320円
	一般		
非課税世帯	低所得Ⅱ	210円	0円
	低所得Ⅰ	130円	
	高齢福祉年金受給者	100円	

（注）管理栄養士又は栄養士により栄養管理が行われているなどの場合。それ以外の場合は420円の自己負担です。

▼後期高齢者医療に関する問合せ

◎制度全般に関すること 大阪府後期高齢者医療広域連合事務局

○資格管理課（保険料、被保険者資格、被保険者証等） ☎ 06 - 4790 - 2028

○給付課（給付事務、保健事業（健康診査等）、医療費通知、レセプト点検） ☎ 06 - 4790 - 2031

○総務企画課（事務局庶務、予算編成・経理、広域連合議会、広報広聴） ☎ 06 - 4790 - 2029

◎保険料の納付、その他各種届出に関すること

○役場保険年金課 ☎ 492 - 2705

◆国民健康保険 高齢受給者証の更新

国民健康保険加入者で70歳から74歳の方が現在お持ちの高齢受給者証の有効期限が平成27年7月31日までとなっているため、新しい高齢受給者証を7月下旬に郵送します（更新の手続きは不要です）。

8月1日以降に医療機関で受診するときは、保険証と一緒に新しい高齢受給者証を提示してください。なお、医療機関の窓口負担について、平成26年中の所得に基づき次のように再判定するため、現在お持ちの高齢受給者証と新しい高齢受給者証の一部負担金の割合が異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

判定基準			一部負担金の割合
生年月日		住民税の課税標準額	
誕生日が	昭和19年4月1日までの方	145万円未満	1割
		145万円以上	3割
	昭和19年4月2日以降の方	145万円未満	2割
		145万円以上	3割

新しい高齢受給者証の有効期限は、平成27年8月1日から平成28年7月31日（平成27年8月2日から平成28年7月31日までに75歳を迎える方は、誕生日の前日）までとなります。

くわしくはお問い合わせください。

▼問合せ 保険年金課 ☎ 492 - 2705

◆老人医療（一部負担金相当額等一部助成）医療証の更新

65歳以上の方で、次のいずれかに該当する方は、老人医療（一部負担金相当額等一部助成）の制度を受けることができます。

○1級もしくは2級の身体障がい者手帳をお持ちの方。

○療育手帳（重度A）をお持ちの方、もしくは療育手帳（B）と併せて身体障害者手帳（3～6級）をお持ちの方。

○結核患者票、自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方。

○ひとり親家庭医療費助成事業の医療費助成を受けている方。

○特定疾患治療研究事業実施要綱に規定する疾患のうち、国の難病として公費負担医療の対象となる疾患をお持ちの方。

現在、老人医療（一部負担金助成）をお持ちの方は、有効期限は7月31日までになりますので、更新の手続きがお済みでない方は、申請をお願いします。

▼問合せ 保険年金課 ☎ 492 - 2705

国民年金保険料の免除を受けたいとき

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料を納付していただく必要があります。保険料を未納のままにしておくと、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。しかしながら、所得が少ないなど、保険料を納付することが難しい場合もあります。そのような場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」を利用してください（学生の場合は「学生納付特例制度」を利用してください）。

国民年金保険料免除・納付猶予制度は、本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請後に承認されると保険料の納付が免除になります。免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の四種類があります。

また、20歳から30歳未満の方は、本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、申請後に承認されると保険料の納付が猶予される制度（若年者納付猶予制度）もあります。

▼申請方法

住民登録をしている市町村の役所の国民年金担当窓口へ申請することになります。また、郵送での申請も可能です。郵送での申請を希望される場合は、記入例を参考に申請用紙に記入のうえ、前年（または前々年）所得を証明する書類等の添付書類とともに住民登録をしている市町村の役所へ郵送してください。申請書は、年金事務所または市町村の役所の国民年金担当窓口へ備え付けてあるほか、日本年金機構のホームページから印字（プリントアウト）することもできます。

○申請は原則として毎年度必要です

免除等のサイクル（始期と終期）は、すべての市町村において前年所得の証明が可能となるのが7月以降であるため、7月から翌年6月までです。このため、免除等の承認を受けている方が、**引き続き免除の申請をされる場合は、できる限り7月に申請をされるようお願いします。**

なお、保険料全額免除または若年者納付猶予（一部納付を除く）が承認された方が、申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望される場合は、申請書の申請者記入欄の「はい」に○を付けて提出していただくと、翌年度以降は、あらためて申請を行わなくても継続して申請があったものとして審査を行います。

免除等は、原則として申請日にかかわらず、7月から翌年6月まで（申請日が1月から6月までの場合は、前年7月から6月まで）の期間を対象として審査します。**ただし、7月に申請する場合に限って、前年7月から前月の6月分までの期間（前サイクル分）についても申請することができます。**7月に前サイクル分の免除等も申請される場合は、申請書を2枚提出されるようお願いします。

▼問合せ ○貝塚年金事務所 ☎ 431 - 1122 ○役場保険年金課 ☎ 492 - 2705

関空NEWS

関西国際空港からの国際線のフライトがますます充実！

関西国際空港からのアジア方面各国への国際線のフライトが増え、ますます充実します！

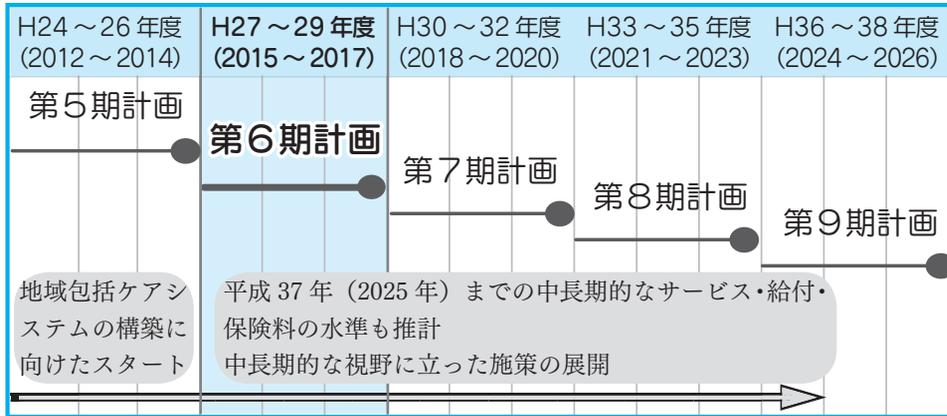
まず、韓国方面について、ティーウェイ航空が7月1日（水）より、関西＝大邱線を週2便増便し、既存便とあわせて週7便のデイリー運航となります。次に中国方面については、まず、深セン航空が、7月1日（水）より関西＝北京線を週7便で就航します。グループ会社である中国国際航空の関西＝北京線と組み合わせてご利用いただくことも可能で、北京への渡航がますます便利になります。また、中国国際航空も7月1日より関西＝杭州線を週3便で就航します。

さらに、東南アジア方面について、中長距離路線の格安航空会社（LCC）のスクートが7月8日（水）から関西＝バンコク＝シンガポール線を、翌9日（木）より関西＝高雄＝シンガポール線をそれぞれ週3便で新規就航、フィリピン航空が7月18日（土）より関西＝セブ線を週3便増便し、既存便とあわせて週7便のデイリー運航となります。2015年夏休みは、ぞくぞくと増便し、ますます便利になる関西空港の国際線をぜひご利用ください！

▼問合せ 関西空港案内 ☎ 455 - 2500

第6期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(概要)

◆計画の期間



今後、高齢者の独居や夫婦のみの高齢者世帯、要介護等認定者、認知症高齢者が増加することが見込まれているなか、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、介護、医療、介護予防、住まい、日常生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が重要となっています。

そこで、地域包括ケアシステムの構築を目指し、平成37年までの中長期的な視点に立ちながら、高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の基本的考え方やめざすべき取り組み等の見直しを行い、第6期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定しました。

◆基本理念と施策の体系

【基本理念】 一生きがい・自立・活力—
地域の力で支えあう、明るく楽しい健やかな社会

【重点的取組項目】

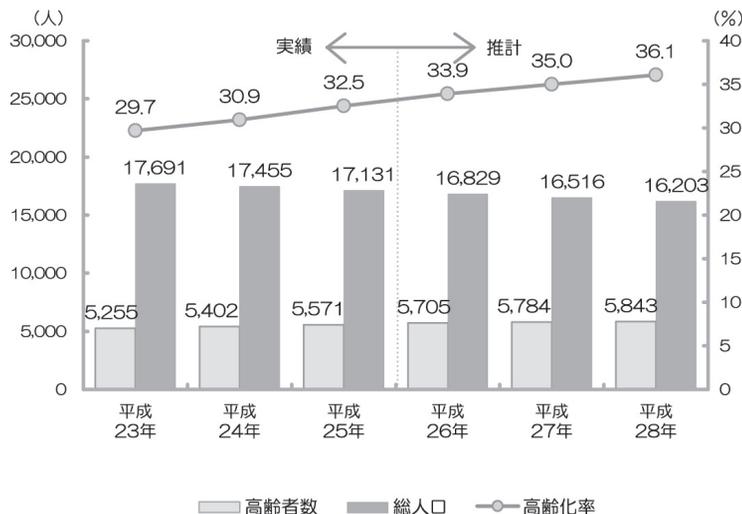
- 重点1 地域包括ケアシステムの強化
- 重点2 認知症高齢者支援策の充実
- 重点3 総合事業を通じた高齢者の生きがいと健康づくり
- 重点4 介護給付の適正化のための取り組み

【基本目標】

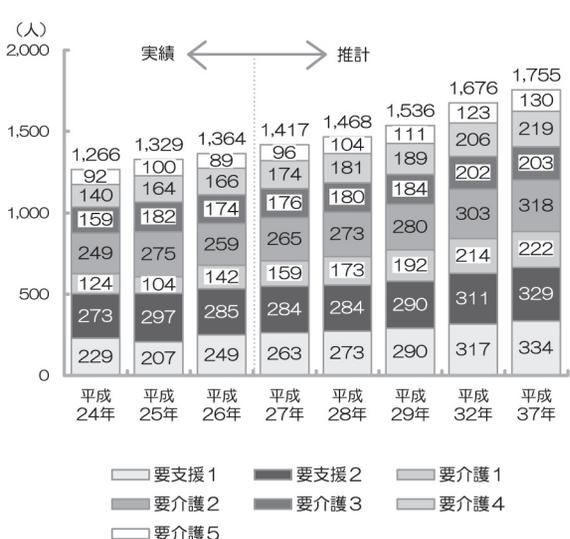
- 1 地域で支える暮らしの支援
- 2 認知症高齢者への支援
- 3 健康で生きがいのある暮らしの支援
- 4 高齢者の尊厳に配慮したまちづくり
- 5 福祉のまちづくり
- 6 介護を受けながら安心できる暮らしの支援

◆高齢者の状況

人口推移及び高齢化率の推移



要介護認定者数の推移

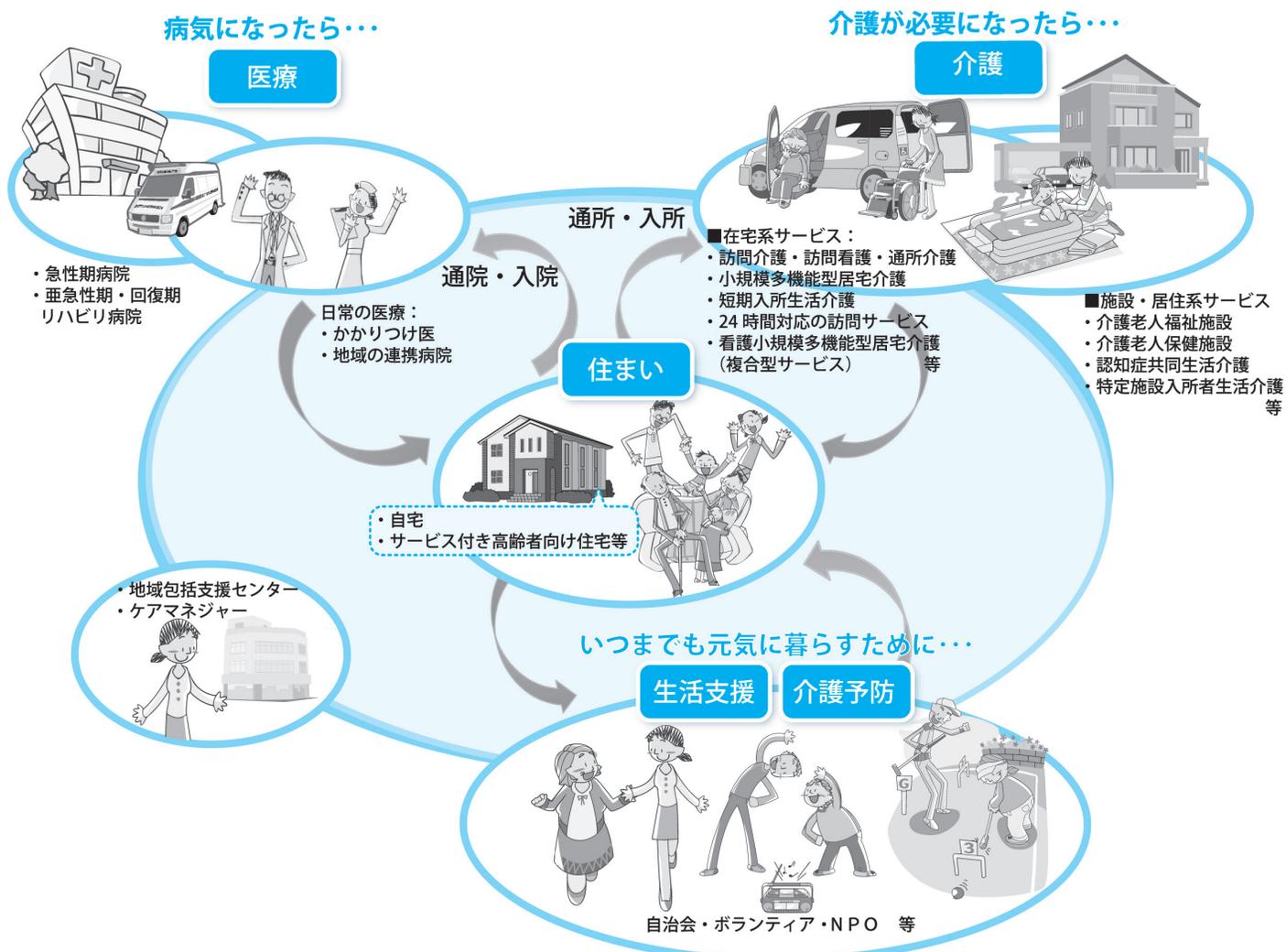


◆介護保険料の設定

第6期(平成27～29年度)の標準給付費と地域支援事業費の合計は、約56億円になると予測しています。また、介護給付費準備基金を約1億1千6百万円取崩し、介護保険料の軽減を行います。第5期(平成24～26年度)では、所得段階を1～11段階(特例を含む13段階)としていましたが、第6期においては、所得段階を1～12段階とします。その結果、第6期介護保険料基準額(年額)は66,360円になります。

◆地域包括システムの構築

- 団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築します。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けて地域支援事業の充実を図り、次の6つを充実・推進します。
 - ①介護予防の推進、②生活支援サービスの充実、③認知症施策の推進、④地域包括支援センター機能の充実、⑤在宅医療・介護連携の推進、⑥地域ケア会議の推進。





7月のカレンダー

※くわしい内容は掲載ページをご覧ください。

※ () 内の数字は掲載ページまたは掲載号

- ④ 淡輪公民館休館日
- ⑦ アップル館休館日
- ⑧ ピアツツァ5休館日
- ⑨ 生涯学習課(青少年センター・文化センター) 休館日
- ⑩ 岬の歴史館休館日

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	1	2	3 特定健診・各種がん検診等 (6月号)	4
5 ア	6 乳幼児育児健康相談(6月号) アヒ生歴	7 福祉なんでも相談、人権相談(21) 淡歴	8 法律相談、福祉なんでも相談(21) 出張ほのぼのクラブ(6月号)	9 献血(6月号)	10 消費者相談(21)	11 岬自然散策会、海保開空フェア2015(11) みどりっこまつり(22)
12	13 アヒ生歴	14 淡ア歴	15 福祉なんでも相談、行政相談(21) 幼児教室(11)	16	17 社会を明るくする運動(16)	18
19 岬歌謡愛好会(11) ア	20 海の日 淡ア生歴	21 相続遺言相談、人権相談(21) 乳児のわらべうた(11) 淡ヒ生歴	22 法律相談、福祉なんでも相談、障がい者相談(21)、 出張ほのぼのクラブ(10) 園庭あそび(11)	23	24 夏休みおはなし会(11) BCG(15)	25
26 童謡をうたう会(11)	27 手作り紙芝居講座(11) アヒ生歴	28 手作り紙芝居講座(11) 淡ア歴	29 各種がん検診(15)	30 手作り紙芝居講座(11)	31 夏休みおはなし会、手作り紙芝居講座(11) 上級救命講習会(14) 心の健康相談(21)	1

ほのぼののクラブ～親子交流・仲間づくりの場～

IN 望海坂第一集会所

▼問合せ 保健センター ☎ 492 - 2424

▼わらべ唄遊び・絵本等の紹介・栄養相談

7月22日(水) 午前10時30分～11時30分

▼参加費 4月以降平成28年3月までの間に1家族につき1回のみ300円をご負担ください。以降は無料です。



イベント・催し情報



8月1日までの日程は
カレンダー(10ページ)
に掲載しています。

7月のイベント

岬自然散策会

〓金剛山カトラ谷コース〓

☆☆☆☆ ※雨天中止

▼とき 7月11日(土)

▼集合場所・時間

深日港駅前 午前7時30分
みさき公園前 午前7時40分

セブンイレブン淡輪店前
午前7時50分

▼コース(3星の一般コース)

金剛登山口〓カトラ谷出
合〓第三の滝〓国見城跡〓
一ノ鳥居〓ちはや園地〓ロ
ープウェイ〓駐車場

※歩行時間約3時間(約6
km)の行程です。

▼参加費 3500円(バ
ス代・片道ロープウェイ代
共)、会員でない方は別途
保険代300円

▼服装 長袖・長ズボン・
帽子・手袋

▼持ち物 弁当、水筒、タ
オル、ストック、雨具など

▼定員 50名
▼申込先
尾和 ☎492-1305
高木 ☎492-3307

※次回は9月26日(土)、淡輪
山の辺コースを予定してい
ます。

海保関空フェア2015

海や川などでの事故を防
止する実演などを海上保安
官や機動救難士が子供から
大人まで分かりやすくお話
しする楽しいイベントで
す。海上保安庁の海難防止・
海洋環境保全キャンペーン
の一環として行います。気
軽に参加して下さい。

当日、海上保安庁イメー
ジキャラクター「うみま
る」・「うーみん」も参加し
ます。

▼実施日時 7月11日(土)
12時〓16時(予定)

▼実施場所 イオンモール
りんくう泉南イオンホール

▼問合せ 関西空港海上保
安航空基地
警備救難課 ☎455-1236



岬歌謡愛好会 第109回歌謡発表会

▼とき 7月19日(日)
▼開演 午後1時〓

▼場所 深日会館

▼募集人員 20名(先着順)

▼参加費 1000円(当日
払い) 飛入り参加歓迎

▼主催 岬歌謡愛好会

▼申込み期間 7月3日〓7月12日

▼受付問合せ
松下 ☎474-0440
辻 ☎090-7881-0082



童謡をうたう会

▼とき 7月26日(日) 午後2時〓

▼ところ ピアッツァ5 ロビー

▼指導 辻井 敏子先生

▼費用 500円

▼申込・問合せ
まちづくり住民会議
勝野 ☎492-4633

地域の子育て応援します！

▼問合せ 多奈川保育所 ☎495-5030

◆幼児教室(小麦粉粘土あそび)

▼とき 7月15日(水)
午前10時30分〓11時30分
※警報発令時中止

▼ところ 子育て支援センター

▼持ち物 着替え・お茶・タオル

▼対象 1歳児〓就学前児



◆園庭遊び・子育て相談・身体計測

▼とき 7月22日(水) 午前10時〓11時
※雨天中止

▼ところ 淡輪・深日・多奈川各保育所

▼持ち物 着替え・帽子・お茶・タオル

アップル館からお知らせ

夏休み課題図書(小学1年生〓6年生)を貸出して
います。夏休み中は貸出期間が一週間になります。

■乳児のわらべうた

7月21日(火) 午前11時〓11時30分

■夏休みおはなし会(全6回)毎週金曜 午後2時〓

7月24日・31日・8月14日・21日

(お話・絵本・紙芝居・パネルシアター)

8月7日(金) こわ〜いおはなし大会

8月28日(金) 絵本と腹話術の会「よんこく堂」



■手作り紙芝居講座

7月27日(月)・28日(火)・30日(木)・31日(金)

▼講師 ときわひろみ氏(紙芝居作家) 大人も作成可。

※詳しくはアップル館ホームページをご覧ください。

▼問合せ ☎・FAX 492-6050

行政相談委員をご紹介します！

■困ったら一人で悩まず行政相談

この度、4月1日付で奥野ひろみ委員が、5月1日付で木下直子委員が新たに就任されました。行政相談委員は、総務大臣から委嘱を受け、住民のみなさまからの行政に関する苦情やご意見ご要望などを受け付け、助言や関係機関への通知などを行います。日ごろ疑問に思っていることなどお気軽にご相談ください。



左から 田代町長、木下委員、奥野委員、総務省 菅行政評価局長

■お疲れさまでした

前任者の笠間幹子委員は平成19年から8年間、岡本委子委員には平成21年から6年に渡り、住民のみなさまと行政との架け橋として様々な分野でご活動いただきました。ありがとうございました。



左から 岡本委員、笠間委員
平成24年9月写真撮影

▼まちづくり戦略室 企画政策担当

憲法記念日知事表彰を受彰されました。

この度、多年にわたる民生委員児童委員活動による社会福祉の増進に尽力された功績が認められ、岬町民生委員児童委員協議会の辻俊盛さん、藤原法子さんが福祉分野における憲法記念日知事表彰を受彰され、5月7日大阪府立国際会議場で受彰式が行われました。

今回受彰されました辻さん並びに藤原さんにおかれましては、心よりお祝い申し上げます。また、今後も民生委員児童委員活動、社会福祉活動の増進にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。



▼地域福祉課

川柳 (岬川柳会)

母は顔父は背中
物を言う
コンビニのお味が主婦に王手かけ
介護する妻の姿に女神みる
耐えた日へすくすく育つこぼれ種
デザートは薬とサブリの喜寿仲間
生きている証拠と痛い歯も我慢
昼の月ほのか優しい亡母の顔
大欠伸猫のひげ引く雨の小屋
吹かば吹け火宅の憂き世降らば降れ
騒がしく今日も暑いと蝉時雨
待ちかねた孫のお泊り後ぐったり
今日の無事肌で感じる助け舟
優しく愛しい人は千の風
近頃は男も井戸端仲間入り
草を引く手元に新芽につこりと
孫ふえる報告受けて春光る
縁あって細くも続く良い仲間

稲原 治
大平 洋子
川口 雪子
岸本 令子
行雲 流水
高橋 茂平
辻下 和美
中谷 覚庵
西井 のび
野間 修
福田 澄恵
星野富美子
細川 清一
八木 圭子
吉川 桜琴
吉本 晴美
渡辺 貞夫

俳句 (JA泉州女性会支部)

薔薇園の黙に小鳥の楽流る
外国の姫の名のつく黄薔薇笑む
幼子の瞳くりくり夏薔薇
峰々連ぬ薔薇のお迎えよき日和
脳幹をくすぐる甘い薔薇の香や
遅速して薔薇せり合ひし見頃かな
軒先にはや子燕の声聞けり
茶毛虫が薔薇の静脈壊し行く
早よおいで見事なつつじあたご山
草つるの触手の先の危憂きさ
バラ映す水の流れの皺みつつ

ばもと としお
竹内みよ子
佐脇 ちづ
佐藤美根子
坂原嘉代子
亀谷 芳枝
岩田 史子
八十田正代
南出佐代子
三倉 澄子
松尾美津子

優勝・入賞 おめでとうございます

第44回大阪府下少年柔道団体優勝大会

第22回大阪府下女子柔道大会

去る5月3日、吹田市武道館（洗心館）において、大阪府柔道道場連盟主催による第44回大阪府下少年柔道団体優勝大会・第22回大阪府下女子柔道大会が開催されました。団体戦低学年の部で岬町柔道スポーツ少年団Aが優勝、岬町柔道スポーツ少年団Bが第3位、小学3年生個人の部で浅田 渚さんが第3位に入賞されました。

■団体戦低学年入賞者

○岬町柔道スポーツ少年団A

根来 大翔 阪南市 桃の木台小学校
布木 颯汰 岬町 淡輪小学校
田端 誠也 阪南市 朝日小学校

○岬町柔道スポーツ少年団B

矢立 崇康 岬町 淡輪小学校
相川 心音 阪南市 桃の木台小学校
林 大翔 岬町 淡輪小学校

■個人戦（女子）入賞者

○小学3年生の部 岬町柔道スポーツ少年団 浅田 渚 阪南市 箱作小学校

▼岬町スポーツ少年団



岬町スポーツ少年団結団式

5月17日（日）、淡輪小学校体育館におきまして、岬町スポーツ少年団結団式が開催されました。本年度は212名の団員登録がありました。

岬町スポーツ少年団は、健康な体と心を養い、スポーツの楽しさを感じてもらうことを目的に、野球やソフトボール、バドミントンなど13団体が登録しています。

式典の中で、竹原本部長、来賓の方々から心温まるお言葉をいただきました。



式の後、岬町柔道と少林寺拳法泉州岬の団員による模範演技と、参加団員を対象とした体力測定が行われました。

▼生涯学習課

PTA廃品回収 ご協力のお礼

先日実施した、淡輪・孝子・多奈川・深日地区の廃品回収では、みなさま方のご協力のおかげでたくさんの廃品を回収することができました。この収益金は、子どもたちのために有意義に活用させていただきます。

なお、次回の淡輪・孝子地区と多奈川地区、深日地区のPTA廃品回収は下記のとおりです。

ご協力よろしくお願いたします。

▼淡輪・孝子地区

11月15日（日）午前8時～

▼多奈川地区

9月6日（日）午前8時～

▼深日地区

11月8日（日）午前8時～



▼岬町PTA協議会

で

き

こ

と



大雨・土砂災害等に注意

本格的な梅雨の時期には、長雨や集中豪雨による災害が発生しやすくなります。

昨年は広島県で大雨による土砂災害で多数の方がお亡くなりになるなど、全国各地で甚大な被害が発生しました。

特に集中豪雨については、地球温暖化やヒートアイランド現象の影響で、ここ数年発生しやすくなっており、ゲリラ豪雨と呼ばれる突発的に起こる局地的な大雨も発生し、河川の氾濫、家屋の浸水、土砂災害などの被害を各地にもたらしています。

他人事とは考えず、大雨による災害に巻き込まれないよう、次のことに注意し、自分自身や家族の安全を守りましょう。

○テレビやラジオなどで最新の気象情報をチェックする。

○側溝や排水路を掃除し、水はけをよくしておく。

○災害時の避難に備え必要なものを準備し、すぐに持ち出せるようにしておく。

○避難所開設予定場所を事前に確認しておき、危険を感じたらすぐに避難する。

○避難時には増水した河川などには近づかない。

○雨が降り出したら土砂災害警戒情報に注意する。(気象庁ホームページ等)

▼問合せ

泉州南広域消防本部警備課
☎469-0119



STOP水難事故

いよいよ夏本番。海や川、山など、アウトドアでのレジャーを楽しむ機会が増える季節です。自然に触れるレジャーは、楽しみがある半面

自然ならではの危険もあります。楽しい水遊びも、時には水難事故につながることを

があります。事故を防ぐためには、自然を甘く見ず海水浴や河川等には危険性があることを認識しましょう。

また、豪雨・台風などのときは、中小河川や用水路などでも水の事故が多発しています。集中豪雨など、ごく短時間のうちに水位が急上昇して水があふれ出し、川沿いの公園や道路にいた人が押し流された事例や、あふれた水のために河川や用水路の位置が分からなくなり、足を踏み外して流されてしまうといった事例が起きています。

事故に遭遇した場合は、直ちに助けを求め、一刻も早く消防への通報(119番)を行いましょう!ただし、一人で入水し助けることは、非常に危険ですので行わないで下さい。

なお、消防署では心肺蘇生法などの救急講習会も実施しております。

楽しい思い出の夏にするためにも水難事故を防ぎましょう。

▼問合せ

泉州南消防組合 岬消防署
☎492-0119

上級救命講習会

上級救命講習会とは、応急手当の重要性から始まり、成人・小児・乳児・新生児を対象とした救命に必要な応急手当(基本的心肺蘇生法・AED使用法・異物除去法・止血法)及びその他の応急手当(傷病者の管理法・外傷の手当要領・搬送法)と効果測定(実技及び筆記)を含んだ8時間の講習会です。

▼日時

7月31日(金) 9時~17時
(うち休憩1時間)

▼場所

泉州南広域消防本部

▼定員 30人(先着順) 5階研修室

▼受講料

無料(ただし人工呼吸用携帯マスク代200円必要)

※受講者には、修了証を交付します。

▼申込・問合せ

7月8日(水)~30日(木)の平日9時から17時30分まで

消防本部警備課

☎469-0119
FAX 460469-2119



図書だより 本の紹介

☆精鋭

著者: 今野 敏

☆誓約

著者: 薬丸 岳

☆ほんとうの贅沢

著者: 吉沢 久子

☆ゆるい生活

著者: 群 ようこ



※淡輪公民館では、大阪府立中央図書館より本の貸出を受けています。公民館にない本、貸し出し中の本もリクエストしてください。

火災に関する情報や病院照会は、下記の電話番号におかけ下さい。

■火災に関する情報

☎473-0019

■病院照会

☎492-0119



健康スケジュール

《開催場所・予約・問合せ》保健センター ☎492-2424・2425

事業名	対象・定員等	日時・受付	その他
BCG	生後3か月～12か月に至るまでに1回 (標準接種期間 生後5か月～8か月)	7月24日(金) 14時～14時30分	▼「保健師健康相談」は「各種相談」のページ(21P)に掲載しています。 ▼毎月10日までの健康スケジュールは前月号に掲載しています。くわしくは「平成27年度健康づくり日程表」でお知らせしていますので、1年間大切に保管して健康づくりにお役立てください。
大腸がん検診	満40歳以上	7月29日(水) 9時30分～14時30分	▼大腸がん検診は無料、乳がん・子宮がん検診は有料(ただし、生活保護世帯もしくは、70歳以上の方は無料となります。)
乳がん検診 (要予約)	満40歳以上 (2年に1回)	7月29日(水) 9時30分～11時30分 13時～14時30分	
子宮がん検診 (要予約)	満20歳以上	7月29日(水) 13時30分～14時30分	

熱中症に注意しましょう！

熱中症は気温などの環境条件だけでなく、人間の体調や暑さに対する慣れなど影響して起こります。気温はそれほど高くない日でも、湿度が高い・風が弱い日や、体が暑さに慣れていない時は注意が必要です。

▼熱中症の予防方法

○日陰・帽子 ○涼しい服装 ○水分をこまめにとる ○日陰でこまめに休憩をとる

※汗をかいた時は、塩分の補給もわすれずに



▼高齢者の注意点



高齢者は温度に対する感覚が弱くなるため、室内でも熱中症になることがあります。のどが渇かなくても水分補給し、部屋の温度をこまめに測りましょう。

▼幼児の注意点

幼児は体温調節機能が十分発達していないため、特に注意が必要です。晴れた日には、地面に近いほど気温が高くなるため、幼児は大人以上に暑い環境にいます。

▼熱中症予防情報サイト

<http://www.wbgt.env.go.jp/>

日本脳炎予防接種はお済みですか？

日本脳炎は、日本脳炎ウイルスの感染でおこります。ヒトから直接ではなくブタなどの体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します。7～10日の潜伏期間の後、高熱・頭痛・嘔吐・意識障害・けいれんなどの症状を示す急性脳炎になります。

▼対象

- 第Ⅰ期 3歳～7歳6か月の誕生日の前日までの方
- 第Ⅱ期 9歳～13歳未満の方

▼場所 指定医療機関

○岬町内 【市川クリニック(9歳以上の方)、江川クリニック胃腸肛門科、津山医院、なぎさクリニック(第2を含む)、もちづき耳鼻咽喉科、みさきクリニック】
※阪南市内指定医療機関でも接種できます。詳しくは岬町ホームページをご覧ください。

▼接種回数 ○Ⅰ期 初回3回 ○Ⅱ期 1回

詳しくは岬町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.misaki.osaka.jp/>

▼費用 無料

▼持参物 母子手帳・健康保険証

▼その他 指定医療機関に電話予約をしてください。保護者同伴で医療機関に受診し、接種を受けてください。日本脳炎予防接種説明書(医療機関にあります)を必ずお読みください。

※平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれで、第1期3回接種を完了していない方、9歳以上で第2期を完了していない方も20歳未満までの間、接種可能です。



▼問合せ 保健センター 492-2424・2425

◆泉南警察署からお知らせ

■痴漢に気をつけましょう！

痴漢は暗い時間帯にも明るい時間帯にも発生します。子どもは、下校時間帯の他、一旦、帰宅後の習い事や友達と遊んだ後なども狙われやすい面があります。

また、犯人は単車や自転車で女性（女子）の後をつけたり、一旦すれ違ったりします。

あれっ？と気づいたら、大声を出す準備をしたり周囲に助けを求める準備をしましょう！

お仕事などで帰りが遅くなる時は、迎えに来てもらいましょう。不審な動きをする単車等に関する情報は泉南警察署までご一報ください。

■盗難被害に遭わないために

▼4月の盗難被害の傾向についてお知らせします。

○車上荒らし被害

未明の発生が多く、昼間でも窓ガラスを割って、車内の物を盗む荒っぽいケースも発生しています。貴重品は絶対置かないようにしましょう！防犯カメラや防犯灯を設置しましょう。

○自動車盗

シャッター付きガレージでも部品目的で高級ホイール等が狙

第5回「社会を明るくする運動」

～犯罪や非行を防止し立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

■社会を明るくする運動講演会

※講演会後に社明広報ビデオを放映します。

▼とき 7月17日（金）午後1時30分

▼ところ 岬町役場2階会議室

▼講師 大阪保護観察所堺支部統括保護観察官
豊島 浩文 氏

※講演会後に社明広報ビデオを放映します。

▼問合せ 「社会を明るくする運動」岬町実施委員会

☎ 492 - 2700



われています。ドアロックは必ずしましょう！また警報装置の取り付けもしましょう。

○オートバイ盗

いずれもハンドルロックのないスクーターが盗まれています。ハンドルロックがない単車はU字ロックを活用しましょう！

○自転車盗

被害の半分以上が鍵をかけていません。軽快車（いわゆるママチャリ）の被害が多いものの、折りたたみ自転車の被害も目立ちます。

▼問合せ 泉南警察署

☎ 471 - 1234

◆登記相談予約制の導入

登記相談予約制は、あらかじめ予約を入れていただくことでお客様をお待たせすることなく登記相談を受けていただくための制度です。詳しくは、最寄りの法務局又はホームページでご確認ください。

▼導入開始日 8月3日（月）から（大阪府下全域）

▼登記相談日時 月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始は除く。）
午前9時から午前11時30分
午後1時から午後4時まで

▼予約申込 不動産又は商業・法人を管轄する法務局

▼問合せ 大阪法務局岸和田支局

☎ 438 - 6501

夏季巡回ラジオ体操・みんなの体操会

岬町町制施行60周年を記念して、平成27年度夏季巡回ラジオ体操・みんなの体操会を実施します。みなさんは是非ご参加ください。詳しくは、岬だより8月号をご覧ください。

▼日時 8月28日（金）

午前6時開会

▼場所

○晴天時 岬中学校グラウンド

○雨天時 岬中学校体育館

▼参加費 無料。記念品あり

▼問合せ 企画政策担当 ☎ 492 - 2775



◆自衛官募集～パイロット ・ハイテク技術に挑戦～

■航空学生

- 各種航空機のパイロットの養成
- 6年後に幹部に任官

▼応募資格 日本国籍を有する高卒（見込含）～21歳未満の者

▼受付期間 8月1日～9月8日

■一般曹候補生

- 小部隊指揮官の養成

○配置により航空機整備、電計、通信等技術資格取得

○入隊後2年9ヶ月経過以降選考により3曹に任官。

▼応募資格 日本国籍を有する18歳以上27歳未満の者

▼受付期間 8月1日～9月8日

■自衛官候補生

○所要の教育を経て、3ヶ月後に2等陸・海・空士に任用

▼応募資格 18歳以上27歳未満の者

▼受付期間

○男子 年中受付

○女子 8月1日～9月8日

※詳しくは、お問い合わせ下さい。

▼問合せ 自衛隊大阪地方協力本部岸和田地域事務所

☎ 426 - 0902・0903

◆府立南大阪高等職業技術 専門学校生徒募集

■空調設備科（10月入校）

▼訓練期間 1年

▼募集定員 30名

▼対象者 18歳以上

▼募集日程・願書受付

7月8日(水)～8月6日(木)

※原則として居住地を管轄する

ハローワークで受付します。

▼日時

○試験 9月3日(木)

○合格発表 9月8日(火)

○入校日 10月9日(金)

▼授業料 年間118,800円（月額換算9,900円）

※所得等による免除制度あり。

※別途、教科書等の実費が必要。

▼入校選考料 2,200円

▼入校料 5,650円

■見学会(7月30日は体験実習付)

▼とき 7月10日(金)・7月

30日(木)・9月10日(木)

各日とも午後1時15分～

※事前申込不要・参加費無料

▼所在地 和泉市テクノステージ2-3-5

▼ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/tc-miosaka/>

▼問合せ 大阪府立南大阪高等職業技術専門学校

☎ 0725 - 53 - 3005

FAX 0725 - 53 - 3015

その他

◆夏休み特別講座

～将来の仕事を考えるセミナー～

夏休みの時間を利用して、学生を対象に、自分の将来の就職について考えるセミナーを開催いたします。

「自分は将来どんな職業に就きたいのか? 就けばいいのか?」等々、職業選択のための簡単な「心理テスト」を利用して、職業についての関心度を確認し自分自身に対する理解を深め、将来について考える時間を持っているだけの内容となっています。

▼開催日程

7月24日(金) 10時～正午

8月10日(月) 10時～正午

▼定員 各20名

▼会場 ハローワーク泉佐野2階会議室

▼申し込み 事前に電話予約

▼問合せ ハローワーク泉佐野専門援助部門 ☎ 463 - 0565

マイナンバー制度が始まります

マイナンバー制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

▼住所のご確認を

平成27年10月から、住民票を有する全ての方にマイナンバー（12桁の個人番号）が通知されます。通知は、住民票の住所に届きます。通知を確実に受け取りいただくため、今のお住まいと、住民票の住所が異なる方は、お住まいの市町村に、住民票の異動をお願いします。

▼政府広報オンライン マイナンバー特集ページ

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/index.html>



マイナちゃん
マスコットキャラクター



マイナンバー

▼問合せ

内閣官房マイナンバーコールセンター

☎ 0570 - 20 - 0178

〈全国共通ナビダイヤル〉

※通話料がかかります。

平日9時30分から17時30分まで

（土日祝日・年末年始除く）

大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課企画グループ

☎ 06 - 6941 - 0351
(内線 6271)

◆泉南メモリアルパーク 平成 27 年度霊地使用者

海が見える緑の公園墓地、大阪市設泉南メモリアルパークの平成 27 年度の使用者を募集します。募集のリーフレットは、泉南メモリアルパーク管理事務所及び岬町役場にあります。

▼募集霊地

○所在地 大阪府阪南市箱作

2603 番地の 1

○募集霊地数 大阪市、岬町、その他居住者向けに 955 霊地 (一般区：55 割増区：72 再募集霊地：828)

○様式 芝生式霊地

○面積 ≪ 1 霊地当たり ≫ 3.025 平方メートル (1.1m × 2.75m)

○平成 27 年度使用料・管理料 (岬町民優遇使用料)

	使用料 (永代)	管理料 (20年前納)
一般区	791,200 円	270,000 円
再募集霊地	632,500 円	270,000 円
割増区	909,800 円	270,000 円
再募集霊地	727,300 円	270,000 円

▼申込者資格 岬町に住所のある方。ただし 1 世帯 1 霊地に限る

▼受付期間 平成 27 年 6 月 10 日(水)～平成 28 年 3 月 18 日(金)

▼受付時間 9 時 30 分～16 時

▼受付場所 大阪市設泉南メモリアルパーク管理事務所 (年中無休) (阪南市箱作 2603 番地の 1)

▼指定管理者 泉南メモリアルパーク管理グループ

▼申込みに必要なもの

○住民票及び認印 (発行日より 3 か月以内)

○住民票 (世帯全員・本籍・続柄等全部記載されたもの)

▼問合せ 泉南メモリアルパーク管理事務所 ☎ 476 - 2332

65 歳以上の方の平成 27 年度介護保険料額

平成 27 年度は、3 年に一度の介護保険料改定の年となっており、高齢化の進展や介護サービスを利用される方の増加等により、下記のとおり改定いたしました。介護保険料は 4 月 1 日現在の世帯の状況と昨年中の所得状況により判定し、今月上旬に「納入通知書 (介護保険料額決定通知書)」をお送りします。なお、これまでの保険料は仮算定としてお支払いいただいておりますが、今回の通知書では仮算定した保険料と今回算定した保険料の差額を調整し計算しております。

所得段階	対象者	介護保険料 (年額)
第 1 段階	●生活保護を受けている方 ●世帯全員が町民税非課税の方で、前年の合計所得と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	29,860 円
第 2 段階	●世帯全員が町民税非課税の方で、前年の合計所得と課税年金収入額の合計が 80 万円を超えて 120 万円以下の方	39,810 円
第 3 段階	●世帯全員が町民税非課税の方で、上記のいずれの段階以外の方	49,770 円
第 4 段階	●本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税が課税されている世帯員がいる方のうち、本人の前年の合計所得と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	59,720 円
第 5 段階	●本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税が課税されている世帯員がいる方 (第 4 段階に該当される方を除く。)	66,360 円
第 6 段階	●本人が町民税課税で、合計所得金額が 80 万円未満の方	73,000 円
第 7 段階	●本人が町民税課税で、合計所得金額が 80 万円以上 125 万円未満の方	79,630 円
第 8 段階	●本人が町民税課税で、合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の方	89,590 円
第 9 段階	●本人が町民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の方	99,540 円
第 10 段階	●本人が町民税課税で、合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の方	106,180 円
第 11 段階	●本人が町民税課税で、合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満の方	116,130 円
第 12 段階	●本人が町民税課税で、合計所得金額が 500 万円以上の方	126,090 円

▼問合せ 高齢福祉課介護保険係 ☎ 492 - 2703

◆簿記教室のご案内

個人事業者の方々のために、泉佐野税務署と共催で簿記教室を開催します。この教室は、初めて簿記を学ぶ方を対象に、簿記の基礎知識と複式簿記での記帳に至るまでを習得していただきます。経営の充実及び青色申告特別控除（65万円）適用のためにも、複式簿記での記帳を学んでいただくことをお勧めします。

▼日時 8月31日（月）、3日（木）、7日（月）、10日（木）、14日（月）、17日（木）

午後1時30分～4時

▼場所 泉佐野納税協会（泉佐野税務署隣）

▼講師 近畿税理士会泉佐野支部所属の税理士

▼受講料 無料（但し、教材費の実費として2,400円負担）

▼申込条件 個人事業者に限る（事業専従者を含む）

▼定員 30名（先着順）

▼申込期間 7月1日（水）から7月31日（金）

▼申込・問合せ

公益社団法人泉佐野納税協会

☎ 462 - 0634

FAX462 - 9673

福祉

◆第20回献血おもしろゼミナール

▼開催日 8月3日（月）、5日（水）、7日（金）各日とも午前と午後の2回

▼時間 午前10時～正午・午後2時～4時

▼場所

大阪府赤十字血液センター

▼参加費 無料

▼対象 小学生（主に3～6年生）とその保護者

▼定員 各90名

▼申込方法 電話予約

▼申込期間 7月21日（火）～24日（金）9時～17時

▼予約 ☎ 0120 - 202 - 676
（フリーダイヤル）

▼問合せ 大阪府赤十字血液センター推進課（土・日・祝除く9時から17時）

☎ 06 - 6962 - 7654

介護保険

◆介護保険料の減免

低所得の方の負担を軽減するため、次の基準のすべてに該当する方の平成27年度介護保険料を軽減します。（年間保険料が29,860円に軽減されます。）

○世帯全員の年収が次の算式で計算した額以下であること
540,000円×(当該世帯の人数+1)

世帯人数	世帯の年収
1人世帯	1,080,000円以下
2人世帯	1,620,000円以下
3人世帯	2,160,000円以下

※以降、1人増すごとに540,000円を加算

○介護保険料の納付義務者が、他の世帯の方の扶養家族や医療保険の扶養者になっていないこと

○介護保険料の納付義務者の所有する預貯金等の合計額が350万円以下であること

○居住用以外の土地、家屋を所有していないこと

▼申請方法 高齢福祉課窓口へ備え付けの申請用紙に記入の上、医療保険の被保険者証、収入・預貯金等の額を確認できる

書類（公的年金等の源泉徴収票、年金支払通知書、預金通帳等）を提示してください。

▼申請時期

7月31日（金）まで

※8月1日以降に申請された場合、申請月からの軽減となります。

▼問合せ 高齢福祉課介護保険係
☎ 492 - 2703

募集

◆心の輪を広げる体験作文・障がい者週間のポスター～あなたの素直な気持ちを伝えませんか？～

障がいのある人とない人との心のふれあいの体験を綴った作文や、障がい者への理解を促進するポスターを募集しています。入賞者には、賞状等を贈呈します。

▼作文 縦書きの400字詰め原稿用紙で小・中学生は2～4枚、高校生・一般は4～6枚

※点字や電子メールでの応募も可
▼ポスター 小・中学生のみ。B3画用紙又は四つ切りサイズ画用紙（縦長のみ）

▼募集期間

7月1日（水）～9月2日（水）

■応募方法 郵送（9月2日の当日消印まで有効）又は持参
※但し、土曜日・日曜日・祝日については持参による受付は行っておりません。

※詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-info/h27sakubunposuta.html>

▼問合せ・応募先

〒540 - 8570

税

◆7月の納税

■固定資産税 第2期分

▼納期限 7月31日(金)

納期限までに、お近くの金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。

銀行口座振替又は、郵便局自動払込をご利用の方は、預貯金残高をお確かめください。振替日又は払込日は、7月31日(金)です。

▼問合せ 税務課 納税係

☎ 492 - 2765

◆泉佐野税務署からお知らせ

■税務職員を装った不審な電話にご注意ください

国税局や税務職員を名乗る者から電話があり、アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高や口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しています。

このような電話は、詐欺事件につながる可能性がありますので、ご注意ください。

なお、ご不審な点があるときは、即答を避け、最寄りの税務署または警察署にお問い合わせください。

※税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出していただいた申告書等を

基にその内容をご本人に確認することを原則としています。

■所得税及び復興特別所得税の予定納税(第1期分)の納税

所得税及び復興特別所得税の予定納税(第1期分)の納付期間は7月1日～7月31日です。

なお、振替納税を利用している方は、納期限(7月31日(金))に指定の金融機関の口座から自動的に納付されます。納期限前日までに口座の残高をご確認ください。

○予定納税とは

前年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告等に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、原則、その1/3相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納めていただく制度があります。この制度を予定納税といいます。※平成27年分の予定納税基準額については、復興特別所得税相当額を含めて計算されています。

○納税する額

予定納税が必要な方には、6月中旬に所轄税務署から「平成27年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されます。この通知書に記載された第1期分の金額が納付する税額です。予定納税額及びその計算の詳細は、「予定納税額の通知書」に記載されています。

○予定納税額の減額申請

廃業、休業又は業況不振などの理由により、平成27年6月30日(火)の現況で、平成27

年分の「申告納税見積額(年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額)」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合は、予定納税の減額申請をすることができます。

なお、予定納税額の減額申請書は、国税庁ホームページ、税務署にあります。

第1期分の予定納税の減額申請をする場合は、平成27年7月15日(水)までに「予定納税額の減額申請書」を所轄税務署に提出してください。

所轄税務署では、その申請について承認、一部承認又は却下のいずれかを決定し、その結果を書面でお知らせします。

※平成27年分の申告納税見積額については、復興特別所得税相当額を含めて計算します。

▼問合せ 泉佐野税務署総務課

☎ 462 - 3471

毎月8日は「子ども安全デー」です!

町内の子どもを犯罪から守るため、みなさまのご協力をお願いします。※地域安全ボランティアの登録は随時受付しています。



岬町教育委員会

人の動き

平成27年6月1日現在

		前月比
世帯数	7,632	(-15)
人口	16,612人	(-26)
男	7,797人	(-18)
女	8,815人	(-8)

各種相談

※くわしくはお問い合わせください。



相談業務名	日時等	場所・予約・問合せ
◆法律相談（予約制）	7月8日（水）・22日（水） 午後2時～5時（定員6名）	住民活動センター・役場監査委員室 まちづくり戦略室 ☎492-2775
◆行政相談	7月15日（水） 午前10時～正午	役場相談室 まちづくり戦略室 ☎492-2775
◆障がい者相談	■愛の家「みらい」相談室 平日 午前9時～午後5時 ※来所・訪問・電話・FAX・メール等に対応。なお、緊急の電話対応は、相談員が24時間対応。 ■障がい者出張相談（要予約） 7月22日（水）午後1時30分～4時	■愛の家「みらい」相談 ☎494-0123 / FAX 494-0102 メール mirai@ainoie.jp ■障がい者出張相談 役場相談室 地域福祉課 ☎492-2700
◆介護相談	■岬町地域包括支援センター 平日 午前9時～午後5時30分	■岬町地域包括支援センター 高齢福祉課 ☎492-2716
◆教育に関する相談	平日 午後1時30分～3時（要予約）	学校教育課・指導課 ☎492-2719
◆消費者相談	7月10日（金）午後1時～4時	役場監査委員室 産業振興課 ☎492-2749
◆人権擁護委員による人権相談	7月7日（火）・21日（火） 午後1時30分～3時	監査委員室 人権推進課 ☎492-2773 ※予約不要
◆人権協会による人権相談	■岬町人権協会多奈川事務所 月・火・木曜日（祝日は除く）の午前9時～午後5時 ※受付は4時まで ■岬町人権協会淡輪事務所 水・金曜日（祝日は除く）の午前9時～午後5時 ※受付は4時まで	■岬町人権協会多奈川事務所 （文化センター内） ☎492-3270 ■岬町人権協会淡輪事務所 （岬町交流センター内） ☎494-1508
◆総合生活相談	■岬町人権協会多奈川事務所 火・水・木曜日（祝日は除く）の午前9時～午後5時 ※受付は4時まで ■岬町人権協会淡輪事務所 金曜日（祝日は除く）の午前9時～午後5時 ※受付は4時まで	■岬町人権協会多奈川事務所 （文化センター内） ☎492-3270 ■岬町人権協会淡輪事務所 （岬町交流センター内） ☎494-1508
◆地域就労支援相談	平日 午前9時～午後5時 ※受付は4時まで	地域就労支援センター ☎492-0341
◆障がい者就労・生活相談	平日 午前9時～午後5時	NPO 法人障害者自立支援センター ☎463-7867 / FAX463-7890
◆保健師健康相談	平日 午前9時～午後5時30分	岬町立保健センター ☎492-2424
◆心の健康相談（予約制）	7月31日（金） 午前10時～正午	岬町立保健センター ☎492-2424
◆乳幼児育児健康相談	8月3日（月） 午前10時～正午	岬町立保健センター ☎492-2424
◆育児相談	平日 午前10時～午後4時30分	子育て支援センター ☎492-1350
◆療育相談	平日 午前10時～午後4時30分	こぐま園 ☎492-1131
◆相続・遺言相談（予約制）	7月21日（火）午後1時～4時 ※行政書士による相談を行います。	▼会場 岬町立保健センター ▼予約 まちづくり戦略室 ☎492-2775
◆福祉なんでも相談	■喫茶たまり場（みんなのたまり場） 7月7日（火）午前11時～午後1時 ■喫茶めだか組（多奈川小学校） 7月8日（水）午後1時～3時 ■ふれあい喫茶（深日会館） 7月15日（水）午前10時～正午 ■オークワ岬店 7月22日（水）午前10時～正午	■岬町地域包括支援センター 高齢福祉課 ☎492-2716 ■いきいきネット相談支援センター ☎492-2955 ■岬町社会福祉協議会 ☎492-0633



地域の消費は地域で！ 岬町町制施行60周年記念 みさっきープレミアム商品券 応募開始

購入希望の方は、ハガキかホームページからご応募ください。

- ◆応募期間 **7月1日(水)～31日(金)**
- ◆商品券引換期間 **9月1日(火)～13日(日)**
- ◆商品券利用可能期間 **9月1日(火)～12月31日(木)**

※1冊1万円(1万2,000円分)、1人あたり2冊まで。

※商品券利用可能店舗は町内商店、スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、飲食店などを予定。

※販売冊数は約8,000冊(応募多数の場合は抽選)

※応募内容に不備があった場合は、落選となります。落選通知は発送しません。

▼当選はがき(8月末発送予定)が届いたら、引換販売店で商品券を購入してください。

※詳細は新聞折り込みチラシ、HP (<http://www.town.misaki.osaka.jp/>) をご確認ください。

▼問合せ まちづくり戦略室 企画政策担当 ☎492-2775



1万円で1万2000円分のお買い物ができる!!

第10回岬町子育て支援センター みどりっこまつり



親子が気軽に集い交流し、子育ての喜びや楽しみを共有できる「場」として、地域のみなさんにご利用いただいています。今年も地域の支援グループ・サークルの方々と一緒に「みどりっこまつり」を開催します。ぜひ遊びに来てください。

▼日時 7月11日(土) 午後1時～3時(受付は午後12時30分)

※雨天決行・警報中止

▼場所 子育て支援センター ※要保護者同伴をお願いします。

▼駐車場 緑ヶ丘団地内の広場 他

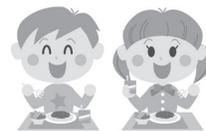
※緑ヶ丘青少年運動広場は建設中の為、使用できません。

できるだけ乗り合わせてお越しください。満車の場合は岬町役場駐車場をご利用ください。

※場所の詳細は、「みどりっこまつり」ポスター(裏面)に記載します。

▼内容 「教円太鼓」「保育所給食紹介」「あそびのコーナー」「模擬店」

「手作りパン・ジュースの販売」「おもちゃの病院」「ハンドマッサージ」他



▼問合せ 子育て支援センター ☎492-1350



広報岬だより平成27年7月号 平成27年(2015年)7月1日発行

編集/発行 岬町役場 まちづくり戦略室 〒599-0392 大阪府泉南郡岬町深日2000-1

広報に関するご意見・問合せ☎072-492-2775(各課へのお問い合わせは直通番号をご利用ください。)

※広報岬だよりは毎月8,000部を作成し、1部あたりの単価は18.78円です。